

県立野球場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年 3月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第15号

県立野球場条例の一部を改正する条例

第1条 県立野球場条例（昭和45年岩手県条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表第2中表の部分を次のように改める。

区 分			グラウンド及びスタンドの利用料金の上限額						附属の施設の利用料金の上限額			附属の設備の利用料金の上限額	
			土曜日及び休日以外の日			土曜日及び休日			屋内練習場	トレーニング室	研修室	照明設備	その他の附属の設備
			8時から12時まで	12時から17時まで	17時から21時まで	8時から12時まで	12時から17時まで	17時から21時まで					
入場料等を徴収しない場合	アマチュア野球に使用する場合	学生及び生徒	円 4,540	円 5,670	円 7,720	円 5,450	円 6,810	円 9,270	1時間までごとに 学生及び生徒 1,900円 一般 3,790円	1人1回につき 学生及び生徒 150円 一般 330円	1時間までごとに 学生及び生徒 480円 一般 970円	1 入場料等を徴収しない場合及び入場料等を徴収する場合でアマチュア野球に使用するとき。実費を基準として知事が定める額 2 その他の場合 1時間までごとに 182,960円	1件又は1式につき3,790円の範囲内で知事が定める額
		一般	9,080	11,340	15,430	10,890	13,620	18,510					
		その他の催しに使用する場合	27,240	34,050	46,300	32,680	40,880	55,560					
入場料等を徴収する場合	アマチュア野球に使用する場合	学生及び生徒	13,610	17,030	23,150	16,340	20,430	27,780					
		一般	27,240	34,050	46,300	32,680	40,880	55,560					
		その他の催しに使用する場合	1日までごとに1日の最高入場料の360人分に相当する額			1日までごとに1日の最高入場料の480人分に相当する額							

	(その額が581,170円に満たない場合は、581,170円)	(その額が726,690円に満たない場合は、726,690円)					
第3条の2第1項の規定による許可を受けた場合の利用料金の上限額	1人1日までごとに1,370円						

第2条 県立野球場条例の一部を次のように改正する。

別表第2中表の部分を次のように改める。

区 分			グラウンド及びスタンドの利用料金の上限額						附属の施設の利用料金の上限額			附属の設備の利用料金の上限額	
			土曜日及び休日以外の日			土曜日及び休日			屋内練習場	トレーニング室	研修室	照明設備	その他の附属の設備
			8時から12時まで	12時から17時まで	17時から21時まで	8時から12時まで	12時から17時まで	17時から21時まで					
入場料等を徴収しない場合	アマチュア野球に使用する場合	学生及び生徒	円 4,620	円 5,780	円 7,860	円 5,550	円 6,940	円 9,440	1時間までごとに 学生及び生徒 1,930円 一般 3,860円	1人1回につき 学生及び生徒 150円 一般 340円	1時間までごとに 学生及び生徒 490円 一般 990円	1 入場料等を徴収しない場合及び入場料等を徴収する場合でアマチュア野球に使用するとき。実費を基準として知事が定める額	1件又は1式につき3,860円の範囲内で知事が定める額
		一般	9,250	11,550	15,720	11,090	13,870	18,850					
		その他の催しに使用する場合	27,740	34,680	47,160	33,280	41,640	56,590					
入場料等を徴収する場合	アマチュア野球に使用する場合	学生及び生徒	13,860	17,340	23,580	16,640	20,810	28,290				2 その他の場合 1時間までごとに 186,350円	
		一般	27,740	34,680	47,160	33,280	41,640	56,590					
		その他の催しに	1日までごとに1日の最高入			1日までごとに1日の最高入							

	使用する場合	場料の360人分に相当する額 (その額が591,930円に満たない場合は、591,930円)	場料の480人分に相当する額 (その額が740,150円に満たない場合は、740,150円)						
第3条の2第1項の規定による許可を受けた場合の利用料金の上限額	1人1日までごとに1,390円								

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年10月1日から施行する。